

速度取締指針

稚内警察署の速度取締りの重点

路線	時間帯	地域	規制速度
国道40号	6時～14時	市街地	指定速度(50km/h)
		郊外	法定速度(60km/h)
国道238号	12時～18時	市街地	指定速度(50km/h)
		郊外	法定速度(60km/h)

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

その他の交通指導取締りの要点

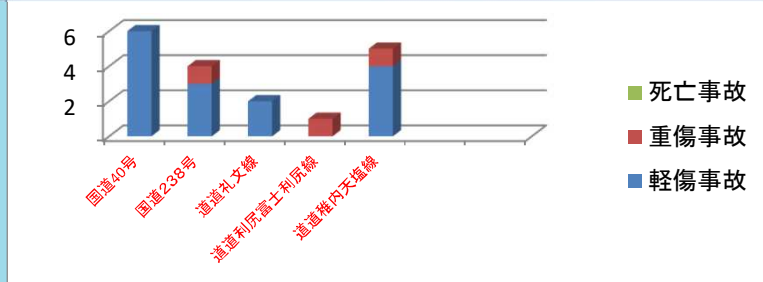
飲酒運転、市街地における歩行者妨害、シートベルト(チャイルドシート)違反等の取締りを強化します。

～令和5年11月から令和6年4月末までの交通事故発生状況～

- ◆期間中、道道利尻富士利尻線において交通死亡事故が1件発生しています。
- ◆期間中17件の人身交通事故を認知しており、路線別では、国道で8件、市道で7件、道道で1件、駐車場で1件発生しています。

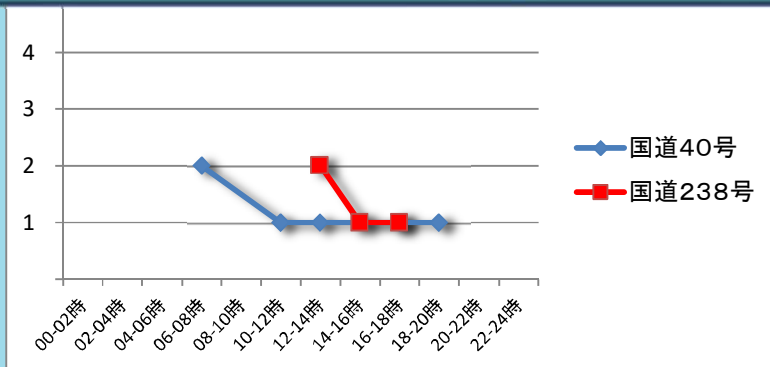
稚内警察署管内の交通事故実態等

路線別・速度別の人身事故発生状況(過去3年:5月から10月の間)



○過去3年の5月から10月までの人身交通事故発生状況を路線別に比較すると国道40号が6件と最も多いです。

時間別・路線別の人身事故発生状況(過去3年:5月から10月の間)



○過去3年の5月から10月までの人身交通事故発生状況を時間別・道路種別で見ると両国道ともに夜間は少なく、昼間の時間帯に発生しています。

道路交通環境

- ◆国道40号と国道238号は、稚内と各都市を結ぶ主要道であり、大型車両の交通量が多いです。
- ◆道道稚内天塩線は、道路幅員が広く直線区間が長いいため高速度の車両が多いです。